

平成15年3月定例会会議録

1 日時

平成15年3月18日(火) 開会 午後2時00分

閉会 午後2時45分

2 場所

教育委員室

3 出席委員

委員長 高木 恒雄

委員長職務代理者 村瀬 光一

委員 砂田 清子

委員 数野 美つ子

教育長 落合 護

4 出席職員

教育次長 石毛 成昌

管理部長 平川 道雄

学校教育部長 皆川 征夫

学校教育部次長 島田 泰三

生涯学習部次長 阿部 忠弘

管理部参事兼総務課長 加藤 嘉美

管理部参事兼財務課長 高橋 恒男

管理部参事兼施設課長 松本 秀男

学校教育部参事兼指導課長 坂口 和治

生涯学習部参事兼市民文化ホール館長 香河 寿徳

学務課長 山岸 信和

保健体育課長 後藤 宏行

社会教育課長 河野辺 則夫

文化課長 大橋 武彦

青少年課長 福地 幹夫

生涯スポーツ課長 稲田 時男

青少年センター所長 奥村 信幸

5 議題等

議案第 5 号 船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について
議案第 6 号 船橋市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令について
議案第 7 号 船橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について
議案第 8 号 船橋市教育委員会公印規程の一部を改正する告示について
議案第 9 号 船橋市民文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則について
議案第 10 号 船橋市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則について
議案第 11 号 船橋市立高等学校管理規則の一部を改正する規則について
議案第 12 号 船橋市立養護学校管理規則の一部を改正する規則について
議案第 13 号 船橋市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について
議案第 14 号 船橋市立高等学校及び養護学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則について
議案第 15 号 船橋市立学校職員安全衛生管理規程の制定について
議案第 16 号 船橋市文化財審議委員の委嘱について
議案第 17 号 船橋市青少年センター運営審議会委員の委嘱について
その他 船橋市立学校等将来計画検討協議会答申について

6 議事の内容

【委員長】 開会宣言 午後 2 時

ただいまより教育委員会 3 月定例会を開会いたします。

前回の会議録をコピーしてお手元にお配りしてございます。よろしければ承認したいと思いますが、いかがでしょうか。

【全委員】

承認します。

【委員長】

それでは、議事に入りますが、議案第 16 号及び議案第 17 号については、人事に関する案件ですので、審議は非公開としたいと思います、いかがでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

議案第 16 号「船橋市文化財審議会委員の委嘱について」及び議案第 17 号「船橋市青少年センター運営審議会委員の委嘱について」は、船橋市教育委員会会議規則第 14 条の規定により、審議は非公開といたします。

それでは、議案第 5 号「船橋市教育委員会組織規則の一部を改正をする規則について」審議いたしますが、議案第 6 号「船橋市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令について」、議案第 7 号「船橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について」、

議案第8号「船橋市教育委員会公印規程の一部を改正する告示について」は関連する議案ですので、一括して審議したいと思います。

議案第5号、6号、7号、8号について、総務課、説明願います。

【総務課長】

それでは、議案第5号から議案第8号までを一括して先にご説明いたします。

船橋駅南口再開発ビルフェイス6階に船橋市民文化創造館を設置することに伴いまして、関連する各規則、訓令の整備を行うものです。

まず、議案第5号でございますが、「船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について」です。昨年の11月定例会でご審議をいただきましたが、これまでの船橋市民文化ホール条例が船橋市文化芸術ホール条例に改められました。この条例に基づき設置される教育機関として市民文化創造館を第10条に加えるものでございます。また、船橋市文化芸術ホール条例では、市民文化ホールと市民文化創造館を合わせて文化芸術ホールと称することから、第14条及び第16条中に市民文化ホールを文化芸術ホールと改めるものでございます。これが第1点でございます。

第2点は、市民文化創造館設置に伴う規則改正の機会にあわせまして、規定の整備を図るものです。第13条になりますが、臨時的任用職員及び非常勤職員の任免に関することは、総務課以外でもほかの課で行っているところから、学務課と指導課、文化課の分掌事務に臨時的任用職員、非常勤職員の任免に関する事務を加えるものでございます。また、学務課については、市立船橋高等学校に関する事務についても明確に規定させていただきました。

次に、保健体育課ですが、学校職員の労働安全衛生に関する事務の担当課を明確にするものでございます。学校職員の労働安全衛生につきましては、後ほど保健体育課よりご説明がでございます。

次に、第16条でございますが、教育機関の分掌事務を一部整備いたします。

議案第5号につきましては以上でございます。

続きまして、議案第6号でございます。「船橋市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令について」でございます。同じく市民文化創造館が設置されることによりまして、規定の整備を図るもので、市民文化創造館が文書を発する際に、文書に記します文書記号を規定するものでございます。

続きまして、議案第7号「船橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について」です。事務決裁規程別表第2において教育長の決裁事項及び個別専決事項を定めておりますが、このうち総務課、学務課、指導課、文化課について、非常勤職員及び臨時的任用職員の任免に関することを規定し、明確にするものでございます。また、市民文化創造館が設置されることにより、市民文化ホールを文化芸術ホールと改めました。

続きまして、議案第8号「船橋市教育委員会公印規程の一部を改正する告示について」です。市民文化創造館で使用する公印、市民文化創造館之印及び市民文化創造館長之印を

作成いたしますが、この公印についての規定をするものでございます。

以上、議案第5号から第8号まで、市民文化創造館の設置に伴う関連規則、訓令の整備及び非常勤・臨時的任用職員に関する規定の整備です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【委員長】

議案第5号、第6号、第7号、第8号について、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

1つだけお聞きしたいのですけれども、臨時職員をどうしてこういう長い言葉に改めなければならないのでしょうか。臨時職員ではわからない。何か規定があるのですか。

【総務課長】

トータルして臨時職員という言葉を使いますが、任用の内容によりまして、臨時職員、それから非常勤職員と分けてございますので、それをトータル的に一括して臨時職員だけでは呼び名としては不確実ですので、いわゆるここに書いてありますように、非常勤職員及び臨時的任用職員というふうに並列で明示させていただきました。

【委員長】

ほかに何かございますか。

それでは、お諮りいたします。

議案第5号、第6号、第7号、第8号については可決するものとしてよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

議案第5号、第6号、第7号、第8号については、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第9号「船橋市民文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則について」文化課、説明願います。

【文化課長】

議案第9号「船橋市民文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則について」説明いたします。

昨年12月市議会で、船橋市民文化ホール条例を改正し、船橋市文化芸術ホール条例と議決されましたので、この条例の施行に当たり、規則も一部改正をする必要がありますので、ご審議をお願いいたします。

この議案書のところですが、わかりにくいものですから、10枚ほど先に進んでいただきますと、横長の新旧対照表といいたいでしょうか、現在の規則と新しい規則の対照表がございますので、この表に基づいて主な改正点を説明させていただきます。

まず、第1点目は、この市民文化ホールと規定されている箇所を文化芸術ホールと改正する。これは規則の表題そのものもそうですけれども、各所に出てきます市民文化ホール

という名称を文化芸術ホールと改正するものが第1点でございます。それから、新旧対照表の左側が新、今後この改正をお願いをしているところでございますけれども、2条、3条、4条につきましては、これは従前、条例で規定をしてございました。この使用時間、休館日、使用期間につきましては、他の施設の規定と同様、規則で規定することとなりましたので、2条、3条、4条を加えまして、旧の規則2条以下を順次5条以下に繰り下げるといふものでございます。

3点目は、この2条、3条、4条のうち休館日につきまして、これは3条ですけれども、現在の文化ホールにつきましては、毎週月曜日と年末年始の日を休館日ということで、これは変わりございません。新設の市民文化創造館につきましては、毎月の最終月曜日と年末年始の6日間ということでの休館日の定めをさせていただくものでございます。

それから、使用期間という第4条でございますけれども、文化ホールにつきましては、連続して使用できる日を5日以内という、これは現状と同様でございますけれども、1枚めくっていただきますと一番上の欄、文化創造館ということで、連続して使用できる期間を7日以内ということで定めようとするものでございます。

次の4点目でございますけれども、左側の新規則の方の部分でございますが、1枚めくっていただきまして、12条の使用料の還付というところでございます。これは現在の規則では全額使用料をお返しするというのは使用日の90日前までということになっておりますけれども、それを180日前にということ、それから7割に相当する額を還付する日にちを60日前となっておりますのを120日前とする、5割を還付するのを30日前となっておりますのを60日前ということで改正するものでございます。この理由といたしましては、半年前の予約のもとに還付の制限をしてございましたが、現在1年前の予約となっておりますので、キャンセル料といいましょうか、還付金を出す場合は、そのちょうど倍になる180日、120日、60日という還付のところを改めさせていただくものでございます。

それから、次に5点目ですけれども、大変申しわけありませんが、新旧対照表からもとへ戻ります。先ほどの議案第9号という頭からしますと2枚めくっていただきます。ここに料金表が掲載されてございます。これは文化ホールにつきましては、第1表ということで、別表第1を文化ホールの設備備品類を全部ここに掲げてございます。この備品類につきましては、貸出金額は現状と同じでございます。1枚めくっていただきまして、右側のページの下の方になりますけれども、別表第2というのは文化創造館の設備備品等の貸し出しの料金表でございます。これが都合3枚にわたってございます。そこで、この文化ホールの方で使っている物品と文化創造館で使う物品とで共通のものについては同額にしてございます。特に同額でないといいましょうか、文化創造館で新たに導入する電動の可動観覧席でございますけれども、その分については1基2,000円という定めをしてございます。

第2条の使用時間というところでございますけれども、これは夜の10時まで。これは

条例を受けてのところでございましたけれども、文化ホールにつきましても9時のものを10時に改める。創造館につきましても、午前9時から夜の10時までということにさせていただきます。

以上でございます。

【委員長】

ただいまの説明について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【委員】

舞台設備等の貸し出しの料金について、従来と変わらないという説明でしたが、この値段設定というのは何が根拠で、こういう設定になっているのでしょうか。

【市民文化ホール館長】

正式な名称は忘れたのですが、大蔵省のいろんな備品等の耐用年数表か何かございまして、それをある程度もとにしているのと、また、他市のホール等の同品目についても料金表を見ながら設定しています。

【委員】

単純に例えば音響反射板一式3,000円で、何回ぐらい使ったら壊れるのかわかりませんが、壊れるときには新規が買えるぐらいの収入があるというのが、大蔵省のところにある指針でそういうふうになっている。それがもとになっているということですね。使用者にとれば安ければ安いほど大歓迎ということで、市民サービスということにもなりますけれども、費用対効果とかということもちょっと気になりましたので、質問いたしました。わかりました。

【委員長】

ほかにございませぬか。それでは、お諮りいたします。

議案第9号については可決するものとしてよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

議案第9号については、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第10号「船橋市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則について」を審議いたします。

議案第11号「船橋市立高等学校管理規則の一部を改正する規則について」、議案第12号「船橋市立養護学校管理規則の一部を改正する規則について」及び議案第13号「船橋市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について」は関連する議案ですので、一括して審議したいと思います。

議案第10号、第11号、第12号、第13号について、学務課、説明願います。

【学務課長】

それでは、議案第10号「船橋市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則に

ついて」ご説明を申し上げます。

1点目は、実験校による2学期制の導入に向けて学期制の弾力化を図るため、校長が教育委員会の承認を受けて学期制の変更をすることができる旨の規定を設けたほか、2点目は、教育公務員特例法の一部改正により大学院修学休業の規定が新たに設けられたため、出勤簿に記載するサービスに大学院修学休業を加えたものでございます。

同様に議案第11号「船橋市立高等学校管理規則の一部を改正する規則について」ですが、事務職員の組織の充実を図ることをねらいに、副主幹の職を置くこととすることと、学校図書館法及び先ほど申しました教育公務員特例法等の一部改正に伴い規定の整備を図る必要からでございます。

また、議案第12号「船橋市立養護学校管理規則の一部を改正する規則について」と議案第13号「船橋市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について」も、教育公務員特例法の一部改正等に伴い、規定の整備と所要の定めをする必要があることから改正するものでございます。よろしくご審議お願いいたします。

以上でございます。

【委員長】

ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

【委員】

議案第10号の大学院学業休業が新しくつけ加えられましたが、これは県とか市の要請で大学院に行かれるのですか、それとも自分で希望して大学院に入られて休業するのですか。

【学務課長】

本人の申し出によるものでございます。

【委員】

休業した場合の給与体系はどうなるのですか。

【学務課長】

給与については無給でございます。身分については地方公務員の身分を有するものでございます。その間は休業ですので、給料は一切支払われることはございません。その年数を3年以内というふうに決められております。

【委員】

先生方の研修というのはさまざまにあって、無給であるけれども、新しいメニューが創設されたというふうに、これはとらえていいのでしょうかということが1つと、あと、長期研修という制度がありますよね。これは長い歴史があると聞いているのですが、それとの差はどのようになっていますか。

【学務課長】

1点目につきましては、専修免許状を自分が取得したいということは、大学院の博士課程を受けたときの免許状が欲しいということで、本人の申し出によるものです。これが大

学院修学休業でございます。長期研修については、こちらから要請して研修して、その研修した内容を学校等に生かしてほしいという形で、出張命令的な内容でやっているものがございます。そこの違いがございます。

【委員】

長期研修はもちろん有給ですよ。

【学務課長】

有給でございます。

【委員】

副主幹という新しい役職というか、一般的に私たちが思うと、肩書がつく人が1人ふえるということなのですから、先ほどの説明では、事務の遂行が今まで以上によくなるという説明であったように思うのですが、もうちょっと具体的に副主幹の役割や、副主幹をつくる理由をお聞かせ願えますでしょうか。

【総務課長】

市立高等学校の管理規則には主査までしかないわけですね。その次は事務長というふうになっているわけですが、うちの給与表からいきますと、主査は5級でございます。副主幹は6級でございます。6級から管理職というふうになります。事務長は管理職、7級職なのですが、6級職の事務長補佐というふうになりますか、ここにそういうものを明記することによって市立船橋高等学校の事務局が充実する。そういうポジションを置けるように規則を改正しようというふうな考え方でございます。

【委員】

そうであるのならば、管理職というか、6級職の副主幹という新しい役割が創設されて事務方に置くことができるようになったということであれば、ぜひ実のあるといいたしよるか、これから市立船橋高等学校が大きく変わっていくとすると、今まで以上に教育委員会とのコミュニケーションも、または対保護者と対地域とのコミュニケーションという役割が非常に大切になってくるかと思しますので、私としては、そのあたりを職責の中に盛り込んでいただいて充実させていただきたいと希望いたします。

【総務課長】

よくわかりました。

【委員長】

ほかにございませんか。

関連ですが、学期制の変更ということも出ています。最近、どこかの学校で新聞で話題になっていましたけれども、船橋でも何かそういうのをやりたいというような学校があるのでしょうか。

【指導課長】

市内にもございまして、先ほど学務課長が申しましたが、平成15年度で実験的にやってみたいという学校が小学校は3校、中学校は1校ございます。

【委員】

それは幾らか具体的なアイデアは出ているのですか。

【指導課長】

今、挙げた学校におきましては、2学期制という中で、例えば1学期の区切りが、15年度におきますと4月1日から10月13日まで、2学期が10月の第2月曜日の翌日から翌年の3月31日までということで、ちょうど10月14日から2学期という、そういう日にちを設定しております、その間におきまして、それぞれの学校が教育課程を自分の学校の特色を出しながら編成して実施していく、これが一番大もとのところでございます。

以上です。

【委員長】

ほかに何かございますか。

それでは、お諮りいたします。

議案第10号、第11号、第12号、第13号については可決するものとしてよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

議案第10号、第11号、第12号、第13号については、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第14号「船橋市立高等学校及び養護学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則について」学務課、説明願います。

【学務課長】

議案第14号「船橋市立高等学校及び養護学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則について」ご説明申し上げます。

市立船橋高等学校及び市立養護学校職員の勤務成績の評定は、地方公務員法第40条の規定に基づいて定めているところでございますが、本規則第1条では、被評定者を学校職員と規定しております。そこで、学校職員とは学校に勤務するすべての職員を指しますが、学校職員の中でも事務職員、業務員の勤務成績については本規則とは別に一般職の職員の給与に関する条例により評定しております。したがって、本規則による被評定者につきましては、事務職員、業務員を除いた船橋市立高等学校の校長及び教員並びに船橋市立養護学校の市費負担職員の教育職員に限定した規定に改正したためでございます。よろしくご審議お願いいたします。以上でございます。

【委員長】

議案第14号に対してご質問ございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

では、お諮りいたします。

議案第14号を原案どおり可決するものとしてよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

では、議案第14号は原案どおり可決されました。

続きまして議案第15号「船橋市立学校職員安全衛生管理規程の制定について」保健体育課、説明をお願いします。

【保健体育課長】

議案第15号「船橋市立学校職員安全衛生管理規程の制定について」ご説明申し上げます。

従来、船橋市の職員安全衛生管理規程というものがあまして労働安全衛生を実施していたところですが、これにつきましては、本庁の職員あるいは福祉施設、各事業場、そういった単位で、小中学校、養護学校につきましては、職員が市の職員だけ対象になっておりました。それから、市立船橋高校は50人以上の施設として1つの事業場として労働安全衛生法に基づいた管理をしておりました。ところが、この規程でいきますと、県費負担教員の、いわゆる教諭と言われる職員が対象になっていなかったということで、教育委員会として労働安全衛生規程をつくるものでございます。それによりまして、従来ありました市立船橋高等学校の事業場並びに市立の小中学校の事業場を各学校ひとまとめにした事業場という扱い方、それから「製造業」の分類となります給食調理場につきましては、直営の調理場業務を一括で同じく1事業場、並びに市立船橋養護学校、これも50名以上の教職になりますので、この4つの委員会を立ち上げて、それ全体を船橋市立学校職員安全衛生管理規程というふうに、教育委員会が安全衛生を守っていくというようなことで策定をさせていただきました。学校職員を除いた市職の方につきましては、従来どおりの船橋職員安全衛生管理規程によります。

以上でございます。ご審議ください。

【委員長】

どなたか議案第15号に対してご質問ございますか。

【委員】

今までは、船橋市の教育委員会の中にはこういうものがなくて、今度新しく制定をされる全く新しい制度なんですね。今の説明ですと、小学校、中学校、市立船橋養護学校、給食調理場、あと市立船橋高等学校というふうに、事業場は5つに区分されると理解してよろしいのかということ。

それから、その委員会を毎月1回、それぞれの委員会を設置するわけですが、その取りまとめとか、事務局とか、それはどこに置くということになりますでしょうか。ど

ここに書いてありますでしょうか。

【保健体育課長】

1点目の事業場の数でございますが、今、委員さんが言われた小中学校は1個になります。それから、調理業務の調理場、市立船橋高等学校、市立船橋養護学校。この市立船橋高等学校、市立船橋養護学校につきましては、1つの単位で50名以上の職員がいれば、そこは設置をしなければいけないという法律がございます。市内の小学校、中学校、単独ですと50名以上の学校は1つありませんので、本来はつくらなくてもよろしいのですが、県費負担教職員も学校保健法で守られる健康安全、そのほかの環境も含めて1個つくろうということで、これは特別に立ち上げて4事業場という形にしております。

それから、委員会の実施でございますが、先ほど説明がちょっと不足だったと思います。市で今までつくっていた労働安全衛生規程の中では、教育委員会が事務局になりました。市立の学校の今までの調理場、それから市の事務職員の方は、市の労働安全衛生の中の教育委員会が1つの委員会として担当しておりました。月に何回か分担をして委員の方が学校を巡回して、それぞれのご意見を聞いたり、施設の整備について要望等をもらってきたものを各課へ、これは保健体育課が事務局を担当しておりました。学校職員安全衛生管理規程は、この4つの事業場がまとまって参加する学校安全会議をもちます。その事務局も保健体育課ということで決めてございます。

【委員長】

そうすると、1つの学校に3つの事業場の単位の委員会に所属する職員が生じるということになるわけですね。

【保健体育課長】

実際にはそういう形になります。ただし、調理業務でしたら直営の調理場業務のまとめるところも教育委員会の中に持っていますので、そこが巡回をしてということになるかと存じます。学校の中に推進者という方を置きまして、常時はそこで点検なり相談をして、各委員会の方へまとめてくるというふうな形です。ですから、形としては、小中学校を例にとりますと製造業の分類となる調理場業務の方と教育の分類となる教職員の方は明らかに違った事業場としての組織の中で同じ生活をしているという形はあるかと思いますが、勤務の内容が違いますので大変だと思います。

【委員長】

市立船橋高等学校の場合には、市の職員になると思いますが、学校職員安全衛生管理規程と船橋市職員安全衛生管理規程とどちらに入るわけですか。

【保健体育課長】

今後はこの教育委員会の中で学校職員安全衛生管理規程の中で単独の事業場として持ちます。

【委員長】

単独で、県費負担職員でなく市の職員もですか。

【保健体育課長】

学校職員ということなので、県、市職員ということではありませんので、はい。

【委員長】

蛇足なんですけれども、今、学校保健法の施行が変わりまして、結核の検診について子供たちに対して非常に緩くなったということだったので、教職員の結核検診をかなり厳密にしないとイケないだろうと言われております。こういう規則を通して学校教職員の健康管理というのは、これから非常に重大になってくると思いますので、少しおくれたのですが、時宜を得た規制だと思います。

【委員】

学校関係の安全と健康を確保し、快適な職場環境をつくっていただけるというのは、少しでも働きやすい職場で明るく元気に子供たちを教えて接していただけるというのは非常にいいことだと思います。この委員会のこういう組織は、ほかの市町村でももう既にいろいろなところでやっていたらいいことですか。

【保健体育課長】

これは平成7年に県の方の体系で、本来もっと早くつくっておくべきものでしたが、いろんな関係がありまして制定がちょっとおくれたのは事実でございます。

【委員長】

労安法に基づいてつくっているわけですから、この委員会からの提言は雇用主は尊重しなければならないと法律に出ているわけですね。もしこれができて、各学校にクーラーをつけろという提言が出たときには、これはつけなきゃいけない。

ほかに何かございませんか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、議案第15号を原案どおり可決するものとしてよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

では、議案第15号を原案どおり可決いたします。

議案第16号「船橋市文化財審議会委員の委嘱について」は、文化課課長より説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

議案第17号「船橋市青少年センター運営審議会委員の委嘱について」は、青少年センター所長より説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【委員長】

続きまして、その他の報告をしていただきます。

【総務課長】

その他の中で船橋市立学校等将来計画検討協議会の方から、本日、会長から、教育委員長に答申をする予定でございます。今、協議会の会長さんは県の教育委員会の方に行っておりまして、こちらの方に向かっておりまして、この時間までに戻る予定だったのですが、込んでいるようで、後ほど会長が見えましたら、この答申をさせていただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

議事録の関係もございまして、この内容は議事録に載せたいと思しますので、委員長の閉会宣言につきましては後ほど願います。

【委員長】

一時休会ということにします。

【総務課長】

よろしく願いいたします。

【委員長】

まだ、その前にその他で、ほかに何か委員会として審議することがございますか。

【全委員】

なし。

【委員長】

それでは、暫時休憩いたします。

(休憩)

【委員長】

それでは、ただいまから教育委員会会議を再開いたします。

【総務課長】

これから将来計画検討協議会の方から、会長より答申させていただきます。

【船橋市立学校将来計画検討協議会会長】

船橋市教育委員会様。船橋市立学校将来計画検討協議会会長。21世紀における船橋市立学校等のあり方について、平成13年7月30日付をもって諮問のありましたことについて、以下のように答申いたします。

ちょっと申し添えさせていただきたいのですが、足掛け3年にわたりまして、おおよそ60人の委員の方々が知恵を出し合いまして議論をした結果でございます。いつも念頭に子供の幸せというものを置きまして、私どもは議論してまいりました。ぜひこれを船橋の教育行政の中に生かしていただきたい。それが私どもの切なる願いでございます。どうかよろしく願いいたします。

【委員長】

ありがとうございました。この答申を尊重して、これから教育委員会の施策に反映させていきたいと思えます。どうもご苦労さまでございました。

【委員長】

ただいまお手元に答申書がお配りしてございます。これを読んで、勉強会を開きたいと思えますけれども、いかがでございましょうか。

【総務課長】

今、委員長さんの方から教育委員内で勉強会をとということでございますので、ぜひ私どもも出席をさせていただきたいと思えます。私ども、これから教育長とまた詰めていきますけれども、この新しい教育施策に向けてのプロジェクトをこれから立ち上げて、これを鋭意実施の方向に向けるように努力していきたいと思えますが、それも含めまして、委員さんの中で鋭意ご議論していただいて、それを施策にしていきたいと思っております。その時間と日時等については、事務局の方でご用意させていただければと思えます。

【委員長】

よろしいですか。

【各委員】

はい。

【委員長】

教育長、何かご質問ありますか。

【教育長】

これをいただいたからには、これに沿って、今、委員長さんがおっしゃったように鋭意努力していかなければいけないと思えます。次の教育委員会会議終了後にご意見を出していただき、それを参考にしながら、今、総務課長が言ったように、こちらもプロジェクトをつかって実現するように努力していきたいと思えます。

【委員長】

このことについて、次回の委員会会議終了後に勉強会でご議論いただくということでよろしいですか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

これの中心になってやっていただいた次長、何か特に我々にこれだけ伝えておきたいということがございましたらどうぞ。

【教育次長】

お読みになっていただければわかるのですけれども、それぞれのセクションでワーキンググループをつくりまして議論された内容ですので、特にこの章はと言うと、ほかのところにも失礼に当たる部分もあるのですが、国等で議論されていることと、それから現実の間

題で船橋の学校現場や、あるいは行政サイドで課題となっているようなことも、それこそ幅広く含まれていると思います。

ただ、その中で、ぜひ実現しなければならないだけけれども、非常に困難を伴う部分というのは、1つは予算にかかわることですとか、もう1つは、この都市化された船橋の大きな特徴となっている、いわゆる過疎と過密が同時に進行している。その中で学校の増設ですとか子どもの学区についても触れておりますが、それをどのように進めていくかということ。

あと、もう1つは、障害児の教育については、学校教育法自体の基本は変わっていないのですが、大きな流れとして、いわゆるノーマライゼーションというふうな流れがある。それをどう理論整理してご父兄の方に理解していただくかというふうなこと。

それと、もう1つは市立高等学校の将来像というものについては、かなり真剣に議論してきました。学校には私立の学校と市立の学校と県立の学校があるわけですね。ともすると、今までは市立の学校も県立の学校も1つの公立高校だよというような考えが強かったのですが、市立高等学校には市立高等学校の使命がある。そういう使命を船橋市の高等学校でどう果たしていくかというふうなことについて、かなり議論がなされました。ですから、今、特色ある学校ということで、義務教育から大学までかなり議論されていますが、特に高等学校の部分では特色が発揮できると思うんですね。小中学校は義務教育ですので、特色ある学校といっても基本は一緒なので、市立高等学校をどう特色づけていくか、市立高等学校の移転等も含めて、これは真剣に考えていかなきゃならない。それと、そういうようなものをすべてまとめて、これからの船橋市の教育行政を進めていく中での、いわゆる教育施策をどのように立てていったらいいのか、ご議論いただければと思います。

以上です。

【委員長】

ほかに事務局の中でかわりになったということで特別にご発言ございますか。

【各委員】

なし

【委員長】

これをもちまして教育委員会会議を閉会いたします。

【委員長】 閉会宣言 2時45分

3月定例会議事日程

日時 平成15年3月18日(火) 午後2時

場所 教育委員室

委員長開会宣告

- 第1 前回会議録の承認
- 第2 議案第5号 船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について
- 第3 議案第6号 船橋市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令について
- 第4 議案第7号 船橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について
- 第5 議案第8号 船橋市教育委員会公印規程の一部を改正する告示について
- 第6 議案第9号 船橋市民文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則について
- 第7 議案第10号 船橋市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則について
- 第8 議案第11号 船橋市立高等学校管理規則の一部を改正する規則について
- 第9 議案第12号 船橋市立養護学校管理規則の一部を改正する規則について
- 第10 議案第13号 船橋市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について
- 第11 議案第14号 船橋市立高等学校及び養護学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則について
- 第12 議案第15号 船橋市立学校職員安全衛生管理規程の制定について
- 第13 議案第16号 船橋市文化財審議委員の委嘱について
- 第14 議案第17号 船橋市青少年センター運営審議会委員の委嘱について
- 第15 その他 船橋市立学校等将来計画検討協議会答申について
委員長閉会宣告